

津市ごみ一時集積所設置等事業補助金  
申請の手引き

令和5年4月

津市環境部環境事業課

## ごみ一時集積所設置等事業補助金制度とは

家庭ごみ一時集積所を清潔に維持管理する自治会活動を支援するため、自治会が行うごみ一時集積所の設置又は改修等の工事に要する費用を一部補助するものです。

ただし、当該年度予算で定める範囲内での交付となりますので、お早めにご相談ください。

### ※次のいずれかに該当するときは、交付の対象となりませんのでご注意ください。

- ①交付決定前に着工（集積庫や資材の購入を含む）したとき。
- ②事業が当該年度内に完了しないとき。
- ③過去に当該補助金交付を受けた場合、その設置又は改修等の工事完了日から10年（交付を受けた工事の補助対象経費（既製品を購入する場合は1基あたりの費用）の額が10万円未満の場合は5年）を経過していないとき。

## 1 補助制度内容

### ①対象となる集積所

自治会が設置し、管理する集積所（管理面及び衛生面を考慮した耐久構造の建物又は構築物（折り畳み式のものも含む。）であって、家庭系ごみの収容容積の確保ができるもの）。

### ②対象工事

事業費の額が1件（1か所）当たり1万円以上の「集積所の設置」又は「既設集積所の改修・修繕・増設」。

### ③対象経費

#### 1 集積所本体の費用

##### 事業者が発注する場合

- ・集積所本体を製作・改修・修繕する場合の費用
- ・既製品の集積所本体を購入し、事業者が設置工事を実施する場合の費用（送料・組立費・集積所本体の機能を向上させるための部材の購入に係る費用を含む。）

##### 自治会が自ら設置・施工する場合

- ・集積所本体を製作・改修・修繕する場合の費用
  - ・既製品の集積所本体を購入し、自治会が設置工事をする場合の費用（送料・集積所本体の機能を向上させるための部材の購入に係る費用を含む。）
- ※集積所本体の機能を向上させるための部材の購入に係る費用……カラス被害防止用パネル、鍵、掲示物等

- 2 集積所本体の取付けに係る費用（取付けの工賃（事業者へ発注する場合に限る。）、アンカーボルト、チェーン、重り、ブロック、グレーチング・鋼板等）
- 3 集積所本体の取付けに必要な架台等工事に係る費用（架台工事、土間コンクリート工事等）
- 4 集積所本体の維持管理に必要な電気・給排水設備等工事に係る費用
- 5 設置等工事に伴う既設集積所の撤去及び処分に係る費用

**【補足】**

対象外経費の例→ネット置きのためのネット・自治会員への人件費・アパートの管理会社が支払ったもの等自治会から支出されていないもの

**④補助金交付額の算出**

1件（1か所）当たりの工事の対象経費に1/3を乗じて算出した金額のうち、1,000円未満の端数を切り捨てた額が交付額です。

ただし、算出した金額が、集積所本体の容積に応じて定められた交付限度額を超える場合は、次ページのとおり算出します。なお、交付限度額の算出方法は、「集積所本体を製作（改修・修繕）する場合」と「既製品の集積所本体を購入する場合」によって、異なります。

交付申請額算出シート

※算出の際は、ご利用ください

集積所本体の 収容容積	間口 (m) × 奥行 (m) × 高さ (m) = 収容容積 (m <sup>3</sup> ) ※「高さ」にあたる値が複数ある場合(前後で高さが異なる場合等)は、1番大きな値を使って計算する _____ (m) × _____ (m) × _____ (m) = _____ (m <sup>3</sup> )			
見積金額 (補助対象外経費 を除く)	①	円(税込)	/	
	②	円(税込)		
	③	円(税込)		
事業費(a)	① + ② + ③ = (a) 円			
交付申請額	算出その1			
	計算式1			
	(a) × 1/3 = (ア) 円			
	交付限度額	工事の種類	限度額確認箇所	
	(イ) 円	□新設(買換含む)	□既製品	下表(B-1)
			□製作	下表(A)
		□増設	□既製品	下表(B-1)
			□製作	下表(A)
	□改修(修繕)			下表(A)
	交付申請額			
	(ウ) 円 (ア)か(イ)のいずれか低い額 (1,000円未満切捨て)			
	集積所本体を購入する場合(既製品の購入)で、(ア)の額が(イ)の額を上回る場合において、本体購入に係る費用のほかにその他の費用がある場合については、以下に進む。 その他の場合は、記入終了。			
算出その2				
「計算式2」にて、(エ)、(オ)を算出し、限度額確認箇所にて限度額を確認し、「計算式3」へ進む。				
計算式2		限度額確認箇所		
(a)の内、 「既製品本体、送料、組立費、集積所本体の機能向上の為の部材の費用」 円 × 1/3 = (エ) 円		下表(B-1)		
(a)の内、 「その他の費用」 円 × 1/3 = (オ) 円		下表(B-2)		
計算式3				
(エ)、(オ)が、限度額以下の場合、次の式で算出する(カ)が交付申請額となる。 (エ) + (オ) = (カ) 円(1,000円未満切捨て)				
(エ)、(オ)の両方又はどちらかが限度額以上の場合、限度額以上の額を限度額へ置換えて次の式で算出する(カ)が交付申請額となる。(エ)又は限度額+(オ)又は限度額=(カ) _____ + _____ = (カ) 円(1,000円未満切捨て)				
【例】容積が1.0m <sup>3</sup> の場合で(エ)70,000、(オ)50,000の時 (限度額)60,000 + (オ)50,000 = (カ)110,000円				

集積所本体の収容容積	交付限度額		
	(A) 集積所本体を製作 (改修・修繕)する場 合の限度額	集積所本体を購入する場合	
		(B-1) 購入に係る費用に 対する限度額	(B-2) その他の費用に対す る限度額
1.0m <sup>3</sup> 未満	80,000円	40,000円	40,000円
1.0m <sup>3</sup> 以上1.5m <sup>3</sup> 未満	120,000円	60,000円	60,000円
1.5m <sup>3</sup> 以上2.0m <sup>3</sup> 未満	160,000円	80,000円	80,000円
2.0m <sup>3</sup> 以上3.0m <sup>3</sup> 未満	200,000円	100,000円	100,000円
3.0m <sup>3</sup> 以上4.0m <sup>3</sup> 未満	220,000円	120,000円	100,000円
4.0m <sup>3</sup> 以上6.0m <sup>3</sup> 未満	240,000円	140,000円	100,000円
6.0m <sup>3</sup> 以上8.0m <sup>3</sup> 未満	260,000円	160,000円	100,000円
8.0m <sup>3</sup> 以上10.0m <sup>3</sup> 未満	280,000円	180,000円	100,000円
10.0m <sup>3</sup> 以上15.0m <sup>3</sup> 未満	300,000円	200,000円	100,000円
15.0m <sup>3</sup> 以上20.0m <sup>3</sup> 未満	350,000円	250,000円	100,000円
20.0m <sup>3</sup> 以上	400,000円	300,000円	100,000円

## 2 交付申請先

### 津地域

環境事業課 片田田中町1342-1 (津市リサイクルセンター内)  
☎237-5311

環境政策課(本庁)でもお預かり可能ですが、環境事業課にて審査後に、書類の訂正が必要となる場合があります。

### 津地域以外

久居総合支所地域振興課 久居新町3006番地(ポルタひさい内)  
☎255-8843

河芸総合支所地域振興課 河芸町浜田808  
☎244-1706

芸濃総合支所地域振興課 芸濃町椋本6141-1  
☎266-2516

美里総合支所地域振興課 美里町三郷48-1  
☎279-8119

安濃総合支所地域振興課 安濃町東観音寺483  
☎268-5517

香良洲総合支所地域振興課 香良洲町1878  
☎292-4308

一志総合支所地域振興課 一志町田尻593-2  
☎293-3008

白山総合支所地域振興課 白山町川口892  
☎262-7032

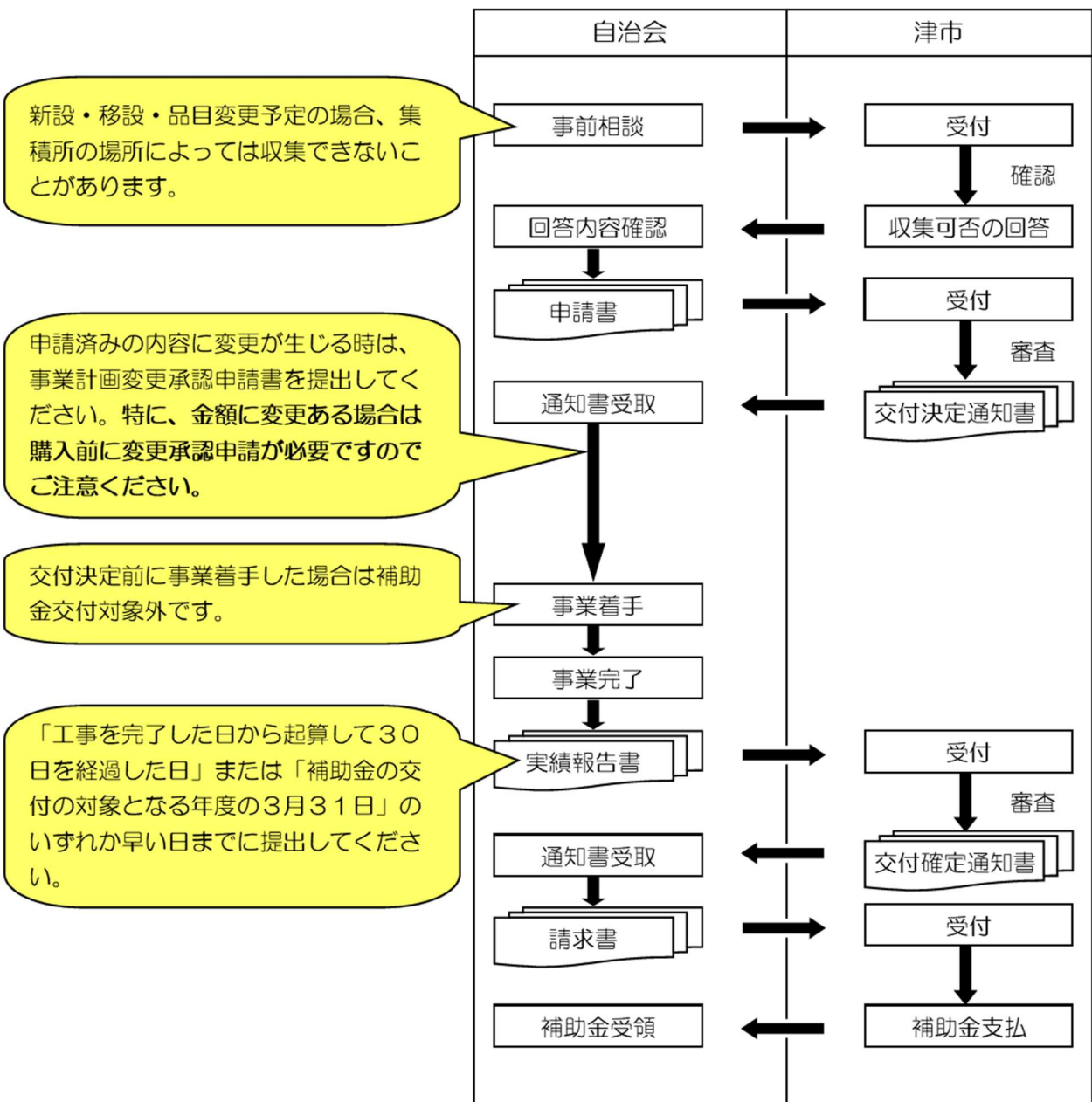
美杉総合支所地域振興課 美杉町八知5580-2  
☎272-8085

### 3 交付申請期限

集積所本体の工事に着手する日の前日までです。

ただし、交付決定前に事業着手（集積庫や資材の購入を含みます。）した場合は補助の対象外です。（4 補助金交付までの流れを参照）

### 4 補助金交付までの流れ



## 5 提出書類について

### ①事前相談

集積所の工事が、「新設」・「移設」・「収集品目の変更」にあたる場合は、設置場所の地図・設置予定の集積所の本体図面（カタログ）をご準備のうえ、環境事業課又は各総合支所地域振興課へご相談ください。

### ②申請

事業着手（本体や資材の購入を含む）前に申請が必要です。申請書は、環境事業課・環境政策課・各総合支所地域振興課にてお渡しします。

提出書類

- (1) 補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 見積書……自治会宛に発行され工事費用の内訳が確認できるもの【別紙1参照】
- (3) 見取図……工事予定箇所をマーカー等で示した地図
- (4) 現況写真……工事予定箇所の現況写真
- (5) 集積所本体図面……形状、寸法、材質が分かるもの（既製品の場合はカタログも可）
- (6) 集積所用地の権利者の承諾書……自治会が、集積所を設置・使用することについて承諾されたことが分かる書面（公用地の場合は、道路占用許可書等が必要です。許可書に番地の記載がなく、別添図面のとおりとされている場合は、当該図面も必要です。）
- (7) その他市長が必要と認める書類……市から指示のある場合のみ必要です。

申請書には、申請に係る集積所の利用世帯数をご記入いただく欄がありますので、事前にお調べください。

※交付決定後に、申請内容の変更が生じる場合は、必ず事業着手（集積庫や資材の購入を含みます。）前に、事業計画変更承認申請書及び変更内容を確認できる添付書類を提出してください。提出後に発行される交付決定変更通知書を受けとってから事業着手しなければ補助金交付対象外となります。

### ③実績報告

設置等工事完了後、工事を完了した日から30日後または補助金の交付の対象となる年度の3月31日のいずれか早い日までに事業実績報告書等を提出してください。

事業実績報告書は交付決定通知書と共にお渡しいたします。

提出書類

- (1) 事業実績報告書（第6号様式）
- (2) 工事完成後の集積所写真
- (3) 領収書（工事に要する経費を支払ったことを証する書類）【別紙2、3参照】

※領収書に内訳が書かれていない場合は、併せて、内訳が記載された請求書が必要です。また、金融機関へ口座振込で支払ったために領収書がない場合は、振込先と金額がわかるもの（振込受付書やキャッシュサービスご利用明細票等）と、内訳が記載された請求書が必要です。

- (4) その他市長が必要と認める書類……市から指示のある場合のみ必要です。

※期日までに実績報告書と添付書類が提出されなければ、交付決定済みであっても補助金交付対象外となります。

#### ④請求

交付確定通知書が市から発行された後、補助金の振込先口座等をご記入いただいた請求書等をご提出いただきます。

提出書類

(1)請求書

(2)通帳のコピー（振込先金融機関の支店名・口座番号・口座名義が確認できるページ）

#### 【巻末参考】

- 見積書例【別紙1】
- 領収書例【別紙2】
- 請求書例（発注先事業者から自治会へ）【別紙3】





## 領収書の注意事項 (設置工事を伴う場合)

The diagram shows a receipt form with several callout boxes pointing to specific fields. The receipt itself is titled '領収書' (Receipt) and includes the following information:

- 宛名 (Recipient):** ●●自治会 様 (Municipality)
- 日付 (Date):** 令和○年○月○○日 (Reiwa ○ year ○ month ○○ day)
- 金額 (Amount):** 202,400円 (202,400 yen)
- 内訳 (Details):**
  - 税抜金額 (Tax-excluded amount): 184,000円
  - 消費税額 (Consumption tax amount): 18,400円
- 但し書き (Remarks):** 但し ごみ集積庫 (ZYE250) 設置工事代として (However, as payment for waste collection bin (ZYE250) installation work)
- 収入印紙 (Income Stamp Paper):** A green stamp paper with '収入印紙' and '200円 印' (200 yen stamp) is shown with a red circle around the '印' character.
- 発行者 (Issuer):** 株式会社 ●●印 (Company ●● stamp) with a red circle around the '印' character. The company name is partially obscured by a callout box.

Callout boxes provide the following explanations:

- 【宛名】** 申請した自治会名が書かれていること (The name of the municipality you applied to is written.)
- 【領収金額】** 見積書と同額が書かれていること (The amount is the same as the estimate.)
- 【日付】** 領収年月日が書かれていること (The date of receipt is written.)
- 【但し書き】** 見積書の件に対する領収であることが分かるように書かれていること ※未記入の場合、内訳の明記されている請求書も提出すること【別紙3参照】 (The receipt is clearly written for the estimate item. \*If not recorded, also submit the invoice with details of the breakdown【Refer to Attachment 3】)
- 【収入印紙】** 印紙税法に基づいた収入印紙貼付され、消印(割印)が押してあること ※非課税および申告納付等の場合を除く (Income stamp paper is affixed based on the stamp tax law, and the stamp (cut stamp) is pressed. \*Excludes non-taxable and declaration payment cases.)
- 【発行者】** 見積書と同じ事業者が発行していて、社印または代表者印が押してあること (The same business as the estimate issues it, and the company stamp or representative stamp is pressed.)

## 請求書の注意事項

### 請求書

●●自治会 御中

件名: ゴミ集積庫設置工事  
納品日: 令和〇年〇月〇日

下記の通り、ご請求申し上げます。

金額 ¥202,400 (税込)

発行日 令和〇年〇月〇日

株式会社 ●●印  
〒000-0000  
住所: 〇〇県〇市〇町〇〇-〇

項目	メーカー・型・寸法等	数量	単価	金額
ゴミ集積庫	〇〇創業・ZYE250 幅1800mm×奥行700mm ×高さ1200mm	2台	78,000	156,000
スチール杭	H1200	8本	1,000	8,000
施工費		2台	10,000	20,000
			小計	184,000
			消費税	18,400
			税込合計	¥202,400

お振込先  
〇〇銀行 本店 普通 123456 カ)●●

**【宛名】**

申請した自治会名が書かれていること

**【日付】**

発行年月日が書かれていること

**【請求金額】**

見積書と同額が書かれていること

**【発行者】**

見積書と同じ事業者が発行していて、社印又は代表者印が押してあること

**【内訳】**

見積書と同じ内訳が明確に書かれていること